

条例第29号

職員の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この条例に基づく職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合には、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第4条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表及び職務の級)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 育児休業に伴う任期付職員等給料表（別表第2）

2 第1項の給料表（以下「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員（育児休業に伴う任期付職員等給料表の適用を受ける職員を除く。）

の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づきこれを給料表に定める職務の級（以下「職務の級」という。）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、組合規則で定める。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 職員の職務の級は、組合規則で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、組合規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、組合規則の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、組合規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を勤務した職員であって当該期間における大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）第14条第1項の規定により任命権者が行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分のうち第3区分に属するものとされた職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、組合規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳以上の年齢に達することとなる職員の昇給は、組合規則で定める場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項の規定の例により算定した昇給の号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 7 前3項の規定によるもののほか、組合規則で定める事由により管理者が表彰を行った職員については、組合規則で定めるところにより、4号給を超えない範囲で昇給させることができる。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うこと

ができない。

- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第4項から前項まで規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
- 11 休職を命ぜられた職員が復職したときその他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- 12 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる再任用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 13 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、算出率（その者の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 14 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（初任給等の調整）

第7条 前条第2項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに給料表の適用を受けることとなる日の前日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員であり、かつ、新たに受けることとなる号給の給料月額が組合規則で定める額に達しないときは、当該職員の給料月額については、組合規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定により号給を決定する場合において、対象となる職員が新たに受けることとなる号給の給料月額が1の職務の級から他の職務の級に移った日の前日に受けていた給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額については、組合規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、支給日及びその支給方法は、組合規則で定める。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。但し、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りでない。

- 2 職員が離職し又は死亡したときは、組合規則で定める場合を除き、その月の末日までの給料を支給する。但し、懲戒処分又は分限処分（組合規則で定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料を支給する。

- 3 離職した職員が即日又はその翌日職員となった場合の給料の支給については、引き続き在職するものとみなす。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日でない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

- 5 前4項に規定するもののほか、職員に新たに給料を支給すべき事由又は給料の支給をやめるべき事由が生じた場合その他給料の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(給料の減額)

第10条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、その勤務し

ないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- 2 前項の承認の基準は、組合規則で定める。
- 3 第1項の承認があった場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）に係る療養のための病気休暇が引き続き90日を超えるに至った日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料の月額額の100分の50とする。
- 4 前項に規定する日数の計算方法は、組合規則で定める。

（勤務1日又は1時間当たりの給料額）

第11条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

- (3) 60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

- (5) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,800円（職員に扶養親族で

ない配偶者のある場合にあつては、そのうち1人については7,000円、職員に配偶者のない場合にあつては、そのうち1人については12,300円)とする。

- 4 扶養親族のうち第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの(以下「特定扶養親族」という。)がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、職員に前項第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族でない者が特定扶養親族となった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その者の誕生日が4月1日であるとき又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月)からその支給を開始し、又はその支給

額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に前項第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 3 扶養手当は、職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は第1項第4号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日である者を除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。ただし、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があったものについて当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は第1項第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う。

（地域手当）

第14条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額の100分の15とする。

（住居手当）

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、28,000円（前項第1号に掲げる職員のうち同項第2号に掲げる職員でもあるものにあつては、その額に2分の3を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる職員の区分に応じて組合規則で定める。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、組合規則で定める職員については、この限りでない。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で組合規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として組合規則で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき組合規則で定める額

を当該支給単位期間の月数で除して得た額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の組合規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の組合規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して組合規則で定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第17条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の組合規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して組合規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（組合規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が組合規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて組合規則で定める額を加算した額）とする。

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして組合規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(管理職手当)

第18条 管理又は監督の地位にある職員のうち組合規則で指定するものに対しては、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額
の100分の25を超えない範囲内において組合規則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

(1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務

(2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務

2 特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額は、別に条例で定める。ただし、その額は、特別の事情がある場合を除き、1月につき給料の月額100分の25を超えてはならない。

(超過勤務手当)

第20条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、100分の100から100分の150まで）の範囲内において組合規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平

成27年条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第4項の規定により、あらかじめ同条例第2条の規定により割り振られた1週間の所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間(組合規則で定める時間を除く。)1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第6条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する組合規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

(夜間勤務手当)

第21条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤

務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第22条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1週間当たりの勤務時間に12分の52を乗じたもので除した額とする。

(宿日直手当)

第23条 宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命ぜられて勤務した職員には、その勤務1回につき、5,600円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 前3条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第20条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(超過勤務手当等の特例)

第24条 監視又は断続的勤務に従事する職員については、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前4条の規定にかかわらず、組合規則で別段の定めをすることができる。

(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

第25条 第20条から前条までの規定は、組合規則で定める場合を除き、次条第1項の規定に基づく組合規則で定める職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 管理又は監督の地位にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として組合規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じた額とする。

(災害派遣手当)

第27条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本組合に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本組合に派遣された職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本組合に派遣された職員を含む。）で住所又は居所を離れて大阪市、八尾市又は松原市に滞在することを要するものに対して支給する。

2 災害派遣手当の額は、1日につき「災害派遣手当の額の基準」（昭和37年自治省告示第118号）に定める額とする。

(扶養手当等の支給方法)

第28条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(期末手当及び勤勉手当)

第29条 6月又は12月に在職する職員には、別に条例の定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等)

第30条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるものの号給は、組合規則で定める基準に従い決定する。

2 第6条第2項から第11項まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第31条 第12条、第13条、第15条及び第17条の規定は、再任用職員には適用し

ない。

(育児休業に伴う任期付職員の給与等)

第32条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児休業に伴う任期付職員」という。)の給料月額、別表第2に定める額とする。

2 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の給料月額は、別表第2の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

3 第6条及び第7条の規定は、育児休業に伴う任期付職員には適用しない。

4 第6条、第7条、第12条、第13条、第15条及び第17条の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用職員の給与)

第33条 臨時的任用職員には、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して組合規則で定める額の給与を支給する。

2 前項の給与の支給方法に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(退職者の給与)

第34条 法第28条第2項第1号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その退職の期間中に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第68条第2項に定める傷病手当金の支給期間、同法第54条の規定により同法第53条第1項第8号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法(大正11年法律第70号)第99条第2項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 法第28条第2項第2号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

3 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例第30条の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

(公務災害補償との関係)

第35条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(給与を受ける権利の処分禁止)

第36条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与から控除することができる掛金等)

第37条 次に掲げる掛金等については、職員に給料その他の給与を支給する際、職員の給与からこれらに相当する金額を控除することができる。

- (1) 大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の規定による大阪市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金及びその事業に係る徴収金並びに互助会において取り扱う貯金及びその団体扱いに係る生命保険等の保険料
- (2) 大阪市職員共済組合の団体扱いに係る団体信用生命保険の特約保険料
- (3) 事務局に設けられた職員相互間の福利又は親睦のための会で管理者が指定するものの会費
- (4) 労働金庫、全大阪労働者共済生活協同組合及び大阪労組生活協同組合に対する払込金

(施行の細目)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったもののうち、

職員となった日においてなお大阪市の職員であった場合に適用される職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第11条の3第3項及び附則の規定の適用を受けるものに対する当該規定は、同条例の例による。

別表第1

行政職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	131,900	160,600	217,900	263,800	333,100	367,000	485,700	544,500
2	132,800	162,400	219,600	265,600	335,300	369,400		
3	133,700	164,200	221,300	267,400	337,500	371,800		
4	134,600	166,000	223,000	269,200	339,700	374,200		
5	135,400	167,600	224,800	271,000	341,900	376,600		
6	136,300	169,400	226,500	272,900	344,200	379,100		
7	137,200	171,200	228,200	274,800	346,500	381,600		
8	138,100	173,000	229,900	276,700	348,800	384,100		
9	139,000	174,700	231,700	278,700	351,000	386,700		
10	140,100	176,500	233,400	280,700	353,300	389,200		
11	141,200	178,300	235,100	282,700	355,600	391,700		
12	142,300	180,100	236,800	284,700	357,900	394,200		
13	143,400	181,900	238,600	286,500	360,200	396,800		

14	144,500	183,700	240,400	288,500	362,500	399,300
15	145,600	185,500	242,200	290,500	364,800	401,800
16	146,700	187,300	244,000	292,500	367,100	404,300
17	147,900	189,100	245,600	294,600	369,500	406,600
18	149,500	190,900	247,400	296,700	371,800	408,700
19	151,100	192,700	249,200	298,600	374,100	410,800
20	152,700	194,500	251,000	300,600	376,400	412,900
21	154,200	196,300	252,600	302,700	378,800	415,100
22	155,800	198,100	254,400	304,800	381,000	416,800
23	157,400	199,900	256,200	306,900	383,200	418,500
24	159,000	201,700	258,000	309,000	385,400	420,200
25	160,600	203,500	259,700	310,900	387,700	421,900
26	162,300	205,300	261,600	313,000	389,900	423,500
27	164,000	207,100	263,500	315,100	392,100	425,100
28	165,700	208,900	265,400	317,200	394,300	426,700
29	167,400	210,700	267,200	319,200	396,400	428,300
30	169,200	212,500	269,200	321,200	397,900	429,700
31	171,000	214,300	271,200	323,200	399,400	431,100
32	172,800	216,100	273,200	325,200	400,900	432,500
33	174,600	217,900	275,200	327,200	402,300	434,000
34	175,900	220,300	277,300	329,200	403,700	434,900
35	177,200	222,700	279,400	331,200	405,100	435,800
36	178,500	225,100	281,500	333,200	406,500	436,800
37	179,700	227,400	283,400	335,200	408,000	437,700
38	181,000	229,300	285,500	337,000	409,200	438,600
39	182,300	231,200	287,600	338,800	410,400	439,500
40	183,600	233,100	289,700	340,600	411,600	440,400

41	184,700	234,800	291,600	342,200	412,700	441,300
42	186,000	236,700	293,700	343,500	413,700	442,200
43	187,300	238,600	295,800	344,800	414,700	443,100
44	188,600	240,500	297,900	346,100	415,700	444,000
45	189,700	242,200	300,000	347,400	416,700	444,900
46	191,000	244,100	302,200	348,400	417,100	445,800
47	192,300	246,000	304,400	349,400	417,600	446,700
48	193,600	247,900	306,600	350,400	418,100	447,600
49	194,700	249,600	308,600	351,400	418,400	448,500
50	196,000	251,500	310,700	352,400		449,400
51	197,300	253,400	312,800	353,400		450,300
52	198,600	255,300	314,900	354,400		451,200
53	199,700	257,000	316,900	355,400		452,100
54	201,000	258,900	318,900	356,400		453,000
55	202,300	260,800	320,900	357,400		453,900
56	203,600	262,700	322,900	358,400		454,800
57	204,700	264,400	324,800	359,400		455,700
58	205,700	266,200	326,700	360,400		456,200
59	206,700	268,000	328,600	361,400		456,700
60	207,700	269,800	330,500	362,400		457,200
61	208,600	271,600	332,400	363,300		457,500
62	209,400	273,400	333,900	364,300		
63	210,200	275,200	335,400	365,300		
64	211,100	277,000	336,900	366,300		
65	211,900	278,800	338,200	367,100		
66	212,500	280,600	339,200	368,000		
67	213,100	282,400	340,200	368,900		

68	213,700	284,200	341,200	369,800				
69	214,100	285,900	342,000	370,600				
70	214,600	287,700		371,100				
71	215,100	289,500		371,600				
72	215,600	291,300		372,200				
73	216,100	293,000		372,700				
74	216,600	294,800						
75	217,200	296,600						
76	217,600	298,400						
77	218,000	300,000						
78	218,200							
79	218,400							
80	218,500							
81	218,600							
82	218,700							
83	218,800							
84	218,900							
85	219,100							
86	219,200							
87	219,300							
88	219,400							
89	219,600							

備考

- (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) 1級の27号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち組合規則で定めるものの給料月額は、この表の規定にかかわらず、172,800円とする。

(3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	156,000	240,900	251,900	262,100	277,800	304,100	336,500	380,500
	円	円	円	円	円	円	円	円

別表第2

育児休業に伴う任期付職員等給料表

給料月額	141,200円
------	----------

備考 この表は、育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員に適用する。